

[事案 29-359] 新契約無効請求

・平成 30 年 10 月 10 日 裁定終了

<事案の概要>

解約等に関する契約時の募集人の説明が不十分であったこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 29 年 8 月に証券会社を募集代理店として契約した終身保険について、以下等の理由により契約を無効とし、一時払保険料から受領済みの生存給付金を控除した金額を返還してほしい。

- (1) 契約時、募集人からは解約について説明がなく、中途解約してもリスクがないものと誤信していた。
- (2) 説明資料は渡されておらず、意向確認書も申込日の 5 日後に記入させられるなど、募集人による不適切な勧誘があった。
- (3) 意向確認書の作成日から 3 日後にクーリング・オフを申し出ており、クーリング・オフは有効である。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 中途解約した場合に解約費用が発生することは、設計書に明記されており、募集人もその内容を説明した。
- (2) 募集人は、設計書等に基づき契約内容の説明を行い、説明資料も交付した。また、申立人の意向確認を申込日当日に行った。
- (3) クーリング・オフに関しては交付した設計書に明記されており、募集人も口頭で説明をした。申立人の解除の意思表示がなされた日は申込日から 9 日目でクーリング・オフ権利行使期間を過ぎていた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が中途解約してもリスクがないものと誤信して契約したとは認められず、申立人が主張するような募集人による不適切な勧誘があったことも認められず、クーリング・オフは有効とは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続きを終了した。